



発行 東京都

目次

19

規程（交）

- 東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都交通局研修所処務規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都交通局荒川電車営業所処務規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都交通局駅務管理所処務規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都交通局乗務管理所処務規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都交通局総合指令所処務規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都交通局日暮里・舎人営業所処務規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都交通局車両検修場処務規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都交通局工務事務所処務規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都交通局地下鉄改良工事事務所処務規程……………五
- 東京都交通局保線管理所処務規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都交通局電気総合管理所処務規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都交通局発電事務所処務規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都交通局電気管理所処務規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都交通局地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の一部を改正する規程……………七

規程（下水）

- 東京都下水道局分課規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都下水道局流域下水道本部処務規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都下水道局下水道事務所処務規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都下水道局森ヶ崎水再生センター処務規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都下水道局基幹施設再構築事務所処務規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都下水道局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程の一部を改正する規程……………五

訓令（議）

- 東京都議会議会局組織規程の一部改正……………五
- 東京都議会議会局事案決定規程の一部改正……………五
- 東京都議会議会局統括課長代理の認定等に関する規程の一部改正……………五
- 東京都議会議会局統括課長及び主任の職の指定等に関する規程の一部改正……………六

告示（議）

- 東京都議会議会局文書管理規程の一部改正……………六

規程（交）

●交通局規程第九号

東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都交通局長 堀 見 清 仁

東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員服務規程（昭和五十年交通局規程第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「又は第二号様式」を削り、同条第三項中「別記第三号様式」を「別記第二号様式」に改める。

第五条の二を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

(職員カードの着用)

第五条の二 職員は、職務の遂行に当たっては、職員カードを着用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる場合には、職員カードを着用しないことができる。

一 出張して職務を行うとき。

二 局長が定める職場において、作業時の安全確保及び衛生管理上の観点から、着用することによつて職務の遂行に具体的な支障が生じるとき。

三 その他着用することにより職務の遂行に支障が生じるため、一時的に外す必要があると局長が認めたとき。

3 職員カードの着用が適当でない場合は、局長が職員カードとは別の形式を定め、職員に着用させることができる。

4 前三項に定めるもののほか、職員カードの着用に関し必要な事項は、局長が別に定める。

第十二条の四を第十二条の五とし、第十二条の三を第十二条の四とし、第十二条の二の次に次の一条を加える。

(障害を理由とする差別の禁止)

第十二条の三 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者と障害者でない者とを不当に差別的な取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第二号に規定する社会的障壁をいう。）の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

別記第二号様式を削り、別記第三号様式を別記第二号様式とする。

附 則

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都交通局職員服務規程別記第二号様式による職員カードで、現に発行済みのものは、この規程による改正後の東京都

交通局職員服務規程（以下「改正後の規程」という。）別記第一号様式による職員カードの交付を受けるまでの間は、なお使用することができる。

3 この規程の施行の日から平成二十八年六月三十日までの間、改正後の規程第五条の二第一項に規定する職員カードの着用は、この規程の施行の際現に局長が別に定めるところにより発行されたネームプレートの着用をもつて代えることができる。

●交通局規程第十号

東京都交通局研修所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局研修所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局研修所処務規程（平成三年交通局規程第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第五条第二項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第十一号

東京都交通局荒川電車営業所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局荒川電車営業所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局荒川電車営業所処務規程（昭和二十七年交通局規程第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第五条第二項中「係の事務又は」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第十二号

東京都交通局駅務管理所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都交通局長 塩見 清 仁

東京都交通局駅務管理所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局駅務管理所処務規程(昭和四十四年交通局規程第百十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都交通局駅務管区処務規程

第一条第一項中「東京都交通局駅務管理所」を「東京都交通局駅務管区」に、「所」を「管区」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条第一項中「所」を「管区」に、「所長」を「管区長」に改める。

第三条の二第一項中「所長」を「管区長」に改める。

第四条第一項中「所長」を「管区長」に、「所」を「管区」に改め、同条第二項中「所長」を「管区長」に改め、「区の事務又は」を削り、同条第三項中「所」を「管区」に改める。

第五条の見出し及び同条第一項並びに第七条中「所長」を「管区長」に改める。別表を次のように改める。

管区 の 名 称	管 区 の 管 理 駅
東京都交通局都庁前 駅務管区	牛込柳町駅、若松河田駅、東新宿駅、新宿西口駅、都庁前駅、西新宿五丁目駅、中野坂上駅、東中野駅、中井駅、落合南長崎駅、新江古田駅、練馬駅、豊島園駅、練馬春日町駅、光が丘駅、新宿駅、新宿三丁目駅、曙橋駅、市ヶ谷駅、九段下駅、小川町駅、及び岩本町駅
東京都交通局巢鴨 駅務管区	春日駅、白山駅、千石駅、巢鴨駅、西巢鴨駅、新板橋駅、板橋区役所前駅、板橋本町駅、本蓮沼駅、志村坂上駅、志村三丁目駅、蓮根駅、西台駅、高島平駅、新高島平駅、西高島平駅、牛込神楽坂駅、飯田橋駅、及び本郷三丁目駅、上野御徒町駅及び新御徒町駅
東京都交通局馬喰 駅務管区	馬喰横山駅、浜町駅、菊川駅、住吉駅、西大島駅、大島駅、東大島駅、船堀駅、一之江駅、瑞江駅、篠崎駅、本八幡駅、新橋駅、及び東日本橋駅、宝町駅、日本橋駅、人形町駅
東京都交通局門前仲 町駅務管区	勝どき駅、月島駅、門前仲町駅、清澄白河駅、森下駅、両国駅、蔵前駅、浅草橋駅、浅草駅、本所吾妻橋駅及び押上駅
東京都交通局大門 駅務管区	築地市場駅、汐留駅、大門駅、赤羽橋駅、麻布十番駅、六本木駅、青山一丁目駅、国立競技場駅、代々木駅、泉岳寺駅、高輪台駅、五反田駅、戸越駅、中延駅、馬込駅及び西馬込駅
東京都交通局日比谷 駅務管区	目黒駅、白金台駅、白金高輪台駅、三田駅、芝公園駅、御成門駅、内幸町駅、日比谷駅、大手町駅、神保町駅及び水道橋駅

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第十三号

東京都交通局乗務管理所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局乗務管理所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局乗務管理所処務規程（昭和四十五年交通局規程第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第二条 削除

第四条第二項中「区の事務又は」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第十四号

東京都交通局総合指令所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局総合指令所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局総合指令所処務規程（昭和四十七年交通局規程第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第二条 削除

第四条第二項中「区の事務又は」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第十五号

東京都交通局日暮里・舎人営業所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局日暮里・舎人営業所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局日暮里・舎人営業所処務規程（平成二十年交通局規程第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第二条 削除

第五条第二項中「区の事務又は」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第十六号

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局自動車営業所処務規程（昭和二十七年交通局規程第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第二条 削除

第六条第二項中「係の事務、支所の事務又は」を削る。

別表中「、第二条」を削り、同表東京都交通局早稲田自動車営業所の部中「及び劇第五号系統」を、「、劇第五号系統、梅第七十号系統、梅第七十四号系統、梅第七十六号系統、梅第七十七号系統及び梅第一号系統」に改め、同部青梅支所の項を削り、同表東京都交通局北自動車営業所の部中「及び王第五十七号系統」を、「、王第五十七号系統、白

第六十一号系統、池第六十五号系統及び学第五号系統」に改め、同部練馬支所の項を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第十七号

東京都交通局車両検修場処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局車両検修場処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局車両検修場処務規程（昭和五十三年交通局規程第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第五条第二項中「係の事務、検修所の事務又は」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第十八号

東京都交通局工務事務所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局工務事務所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局工務事務所処務規程（昭和四十八年交通局規程第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「東京都交通局電気総合管理所及び」を削る。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第四条第二項中「係の事務又は」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第十九号

東京都交通局地下鉄改良工事事務所処務規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局地下鉄改良工事事務所処務規程

（掌理事項）

第一条 東京都交通局地下鉄改良工事事務所（以下「所」という。）の掌理事項は、次のとおりとする。

- 一 構築物（東京都電車及び東京都地下高速電車の軌道に係る構築物並びに東京都懸垂電車及び東京都日暮里・舎人ライナーの構築物を除く。）の大規模な建設及び改良の工事に関する事。
- 二 東京都地下高速電車の駅舎の大規模な建設及び改良の工事に関する事。
- 三 東京都地下高速電車の駅舎に附帯する機械設備及び電気設備の大規模な建設及び改良の工事に関する事（東京都交通局電気総合管理所に属するものを除く。）。
- 四 東京都日暮里・舎人ライナーの駅舎及び附帯設備の大規模な建設及び改良の工事に関する事（東京都交通局電気総合管理所に属するものを除く。）。
- 五 東京都地下高速電車の建設及び改良の用地その他これに関連する物件の取得、管理及び処分に関する事並びに東京都地下高速電車の建設工事及び改良工事起因する損害の補償に関する事。

（職）

第二条 所に所長及び課長代理を置く。

2 前項の職のほか、必要な職を置く。

（職員の資格及び任免）

第三条 所長は、副参事のうちから、局長が命ずる。

2 課長代理は、主事のうちから、局長が命ずる。  
 3 前二項以外の職員は、交通局職員のうちから、局長が配属する。

(職員の職責)

第四条 所長は、建設工務部長の命を受け、所の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 課長代理は、所長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐する。

3 前二項に規定する職員以外の職員は、上司の命を受け、所の事務に従事する。

(所長の決定事案)

第五条 所長の決定する事案の概要は、次のとおりとする。

一 職員の出張（海外出張及び二日以上にわたる管外出張を除く。）、職務に専念する義務の免除、研修命令、休暇、超過勤務、休日勤務及び週休日の変更に関すること（課長代理の権限に属するものを除く。）。  
 二 報告、進達及び副申並びに申請、照会、回答及び通知に関すること（重要なものを除く。）。  
 三 予定価格が八百万円未満の請負又は委託により行う工事、製造、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に関すること。  
 四 予定価格が三百万円未満の物件の買入れ又は借入れに関すること。  
 五 非常災害に際し、その応急措置に関すること。

2 前項第五号の事項に関しては、施行後直ちにこれを建設工務部長に報告しなければならない。

(課長代理の決定事案)

第六条 課長代理が決定する事案の概要は、次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張（宿泊を伴う場合を除く。）、休暇（年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。）及び事故欠勤に関すること。  
 二 報告、進達及び副申並びに申請、照会、回答及び通知に関すること（簡易なものに限る。）。

(事務成績の報告)

第七条 所長は、別に定めるものを除き、毎月十日限り、前月中の事務成績を建設工務部長に報告しなければならない。

(準用)

第八条 この規程に定めるものを除いては、東京都交通局処務規程（昭和三十七年交通局規程第三十四号）を準用する。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十号

東京都交通局保線管理所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局保線管理所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局保線管理所処務規程（昭和四十四年交通局規程第一百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第四条第二項中「区の事務又は」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十一号

東京都交通局電気総合管理所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局電気総合管理所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局電気総合管理所処務規程（平成二十二年交通局規程第二十六号）の一部

を次のように改正する。

第一条第八号中「荒川電気区」を「三田線電気管理所」に改め、同条第九号を削る。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第五条第二項中「係の事務、区の事務又は」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十二号

東京都交通局発電事務所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局発電事務所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局発電事務所処務規程（昭和三十二年交通局規程第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第四条第二項中「係の事務又は」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十三号

東京都交通局電気管理所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局電気管理所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局電気管理所処務規程（平成十一年交通局規程第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第五条第二項中「区の事務又は」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十四号

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車連絡運輸規程（昭和三十五年交通局規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二の表二の項中

線 大江戸	線 大江戸
月島駅	鳥駅 (内) 光が丘駅
本木駅、赤羽橋駅	光が丘駅、月島駅
麻布十番駅	門前仲町駅
南北線	
飯田橋駅	
東西線	東西線
各駅	各駅

に

線 大江戸
鳥駅 (内) 光が丘駅
光が丘駅、月島駅
門前仲町駅
東西線
各駅

を

新宿線	新宿線
各駅	各駅
(新宿外) 新宿駅	(森下外) 森下駅
線 大江戸	線 大江戸
中野坂上駅	目青山一丁駅
	線 銀座・有楽町線
	赤坂見附駅
丸ノ内線	丸ノ内線
各駅	四ツ谷駅、新宿御苑前駅

に、

新宿線
各駅
(森下外) 森下駅
線 大江戸
目青山一丁駅
線 銀座・有楽町線
赤坂見附駅
丸ノ内線
四ツ谷駅、新宿御苑前駅

を

新宿線	新宿線
各駅	各駅
九段下駅	九段下駅
線 半蔵門	線 半蔵門
町駅・赤坂見附	大手町駅
銀座線	
渋谷駅	
副都心線	
新宿三丁目駅	
丸ノ内線	丸ノ内線
方野荻窪、四ツ谷、新橋、中野、南町	池袋駅、新御苑前駅

に、

新宿線
各駅
九段下駅
線 半蔵門
大手町駅
丸ノ内線
池袋駅、新御苑前駅

を

三田線
各駅
(春日内) 春日駅
線 大江戸
飯田橋駅
有楽町線
和光市駅、桜田門駅

に、

三田線
神保町駅、西高島平
(春日内) 春日駅
線 大江戸
飯田橋駅
有楽町線
和光市駅、江戸川橋駅

を



改め、同表二の項中

改め、同項第六の表一の項中

大江戸線	大江戸線
(内) 赤羽橋駅～上野御徒町駅	(外) 国立競技場駅～飯田橋駅、 光が丘駅～西新宿五丁目駅 (内) 青山二丁目駅～本郷三丁目駅
本郷三丁目駅	春日駅・後樂園駅
丸ノ内線	丸ノ内線

に

大江戸線	大江戸線
新御徒町駅～清澄白河駅	(外) 国立競技場駅～飯田橋駅、 光が丘駅～西新宿五丁目駅 (内) 青山二丁目駅～本郷三丁目駅
門前仲町駅	春日駅・後樂園駅
東西線	丸ノ内線
茅場町駅	
日比谷線	

を

三田線	三田線
各駅	各駅
大手町駅	日比谷駅
日比谷駅	

に、

三田線	三田線
各駅	各駅
大手町駅	日比谷駅
日比谷駅	

を

大江戸線	大江戸線
(内) 新御徒町駅～赤羽橋駅、光が丘駅～西新宿五丁目駅 (外) 両国駅～汐留駅	(内) 光が丘駅～両国駅 (外) 光が丘駅～新御徒町駅
大門駅	蔵前駅
浅草線	浅草線
鬼怒川線	宇都宮線
大谷向駅～新藤原駅	野州平川駅～東武宇都宮駅

に

大江戸線	大江戸線
(内) 光が丘駅～両国駅 (外) 光が丘駅～新御徒町駅	(内) 光が丘駅～両国駅 (外) 光が丘駅～新御徒町駅
蔵前駅	蔵前駅
浅草線	浅草線
鬼怒川線	宇都宮線
大谷向駅～新藤原駅	野州平川駅～東武宇都宮駅

を

改める。

附則

この規程は、平成二十八年三月二十六日から施行する。

● 交通局規程第二十五号

東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の一部を改正する規程  
部を次のように改正する。  
別表二の項中  
東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程(平成二十年交通局規程第三十三号)の一

各駅	各駅
西日暮里駅	西日暮里駅
東京メトロ線	東京メトロ線
千代田線	千代田線
飯田橋駅	大手町駅
南北線	東西線
各駅	西船橋駅、早稲田駅、霞ヶ関駅、中目黒駅

を

各駅	各駅	各駅	各駅	各駅	各駅	各駅	各駅	各駅
西日暮里駅	西日暮里駅	西日暮里駅	西日暮里駅	西日暮里駅	西日暮里駅	西日暮里駅	西日暮里駅	西日暮里駅
東京メトロ線	東京メトロ線	東京メトロ線	東京メトロ線	東京メトロ線	東京メトロ線	東京メトロ線	東京メトロ線	東京メトロ線
千代田線	千代田線	千代田線	千代田線	千代田線	千代田線	千代田線	千代田線	千代田線
大手町駅								
東京メトロ線								
東西線								
飯田橋駅	国会議事堂前駅・溜池山王駅	日比谷駅・有楽町駅	国会議事堂前駅	新御茶ノ水駅・淡路町駅	大手町駅	北千住駅	日比谷駅	大手町駅
南北線	南北線	有楽町線	丸ノ内線	丸ノ内線	丸ノ内線	日比谷線	日比谷線	東西線
各駅	各駅	各駅	町駅、新橋駅、荻窪駅、赤坂見附駅、中野、方南	各駅	各駅	各駅	各駅	各駅

に

改め、同表六の項を次のように改める。

各駅	各駅	各駅	各駅	各駅	各駅	各駅	ライナー	発着駅	接続駅	会社名	線名	都営地下鉄線	発着駅
西日暮里駅	西日暮里駅	日暮里駅	日暮里駅	日暮里駅	日暮里駅	日暮里駅							
東京メトロ線	東京メトロ線	東日本線	東日本線	東日本線	東日本線	東日本線	經由1						
千代田線	千代田線	山手線 (田端經由)	山手線 (上野經由)	山手線 (田端經由)	山手線 (有楽町經由)	山手線							
新御茶ノ水駅・小川町駅	大手町駅	新宿駅	御徒町駅・上野御徒町駅	巢鴨駅	新橋駅		連絡区域						
新宿線	三田線	大江戸線	大江戸線	三田線	浅草線								
各駅	各駅	各駅	各駅	各駅	各駅								

### 規程(下水)

附則

この規程は、平成二十八年三月二十六日から施行する。

#### ●東京都下水道局管理規程第十号

東京都下水道局分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局分課規程の一部を改正する規程

東京都下水道局分課規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### ●東京都下水道局管理規程第十一号

東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局処務規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第三項中「係の事務又は」を削る。

第五十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(職員カード)」を付し、同条第一項中「又は第十二号様式の二」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二 職員は、職務の執行に当たっては、職員カードを着用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、作業時の安全確保の観点から、着用することによつて職

務の遂行に具体的な支障が生じるため、一時的に外す必要があると所属長が認めた場合には、職員は、職員カードを着用しないことができる。

3 前二項に定めるもののほか、職員カードの着用に関し必要な事項は、局長が別に定める。

第六十四条の次に次の一条を加える。

(障害を理由とする差別の禁止)

第六十四条の二 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者と障害者でない者とを不当に差別的な取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第二条第二号に規定する社会的障壁をいう。)の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、その社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第七十条を次のように改める。

(文書等の公開)

第七十条 職員は、上司の許可なく文書等を他に示し、又はその内容を告げる等の行為をしてはならない。

別表局長の欄第二十一号及び同表部長の欄第十五号中「、異議の申立て」を削る。

別記第十二号様式の二を削る。

別記第十六号様式甲号中

②本年の 付与日数	□	□	□
--------------	---	---	---

を

②本年の 付与日数	□	□	□
--------------	---	---	---

に改める。

附則

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局処務規程別記第十二号様式の二による職員カードで、現に発行済みのものは、この規程による改正後の東京都下水道局処務規程別記第十二号様式による職員カードの交付を受けるまでの間は、なお使用することができる。

3 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局処務規程別記第十六号様式甲号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

4 この訓令の施行の日から平成二十八年六月三十日までの間、改正後の規程第五十六条の二第二項に規定する職員カードの着用は、この訓令の施行の際現に下水道局長が別に定めるところにより発行されたネームプレートの着用をもって代えることができる。

●東京都下水道局管理規程第十二号

東京都下水道局流域下水道本部処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局流域下水道本部処務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局流域下水道本部処務規程（昭和四十九年東京都下水道局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第三条の表技術部の部工事課の項第一号中「（国庫補助対象事業等に限る。）」を削り、同部施設管理課の項第一号中「（国庫補助対象事業等を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

第五条第一項中「局長」を「下水道局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第四項及び第六項中「係の事務又は」を削る。

第六条の二第二項を削る。

第六条の六第二項及び第四項中「係の事務又は」を削る。

別表本部長の欄第八号及び同表部長の欄第八号中「及び異議の申立て」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十三号

東京都下水道局下水道事務所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局下水道事務所処務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局下水道事務所処務規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項並びに第六条第四項及び第六項中「係、」を削る。

第七条第二項中「係及び」を削る。

第十条第二項及び第四項中「係若しくは」を削る。

別表所長の欄第九号中「及び異議の申立て」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十四号

東京都下水道局森ヶ崎水再生センター処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

める。

平成二十八年三月二十五日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局森ヶ崎水再生センター処務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局森ヶ崎水再生センター処務規程（昭和五十七年東京都下水道局管理規程第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第四条第一項中「局長」を「下水道局長（以下「局長」という。）」に改める。

第五条第三項及び第五項中「係の事務又は」を削る。  
別表所長の欄第九号中「及び異議の申立て」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十五号

東京都下水道局基幹施設再構築事務所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局基幹施設再構築事務所処務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局基幹施設再構築事務所処務規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第五条第一項中「局長」を「下水道局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第四項及び第六項中「係の事務又は」を削る。

別表所長の欄第九号中「及び異議の申立て」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十六号

東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程

東京都下水道局文書管理規程（平成十六年東京都下水道局管理規程第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「又は当該到達した電子文書を所掌する係」を削る。

第二十七条第三項を削る。

「(所)部」  
「(所)部」

別記第六号様式甲中

を

に改める。

附則

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局文書管理規程別記第六号様式甲による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第十七号

東京都下水道局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の職名に関する規程（昭和四十六年東京都下水道局管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「副参事」の下に「専門副参事」を加える。

第四条第四項中「前三項」を「前各項」に、「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 専門副参事は、課長の職又はこれに相当する職であつて局長の指定する職にある職員の職層名とする。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十八号

下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

東京都下水道局長 石原清次

下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程の一部を改正する規程

下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程(昭和五十一年東京都下水道局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「翫」を削る。

附則

- 1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓令(議)

●東京都議会議長訓令第二号

東京都議会議長 川井しげお

東京都議会議会局組織規程(昭和五十一年東京都議会議長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都議会議長 川井しげお

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。  
第六条第一項中「館」を「図書館(以下「館」という。)」に改め、同条を第五条とする。

第七条を第六条とし、第八条から第十条までを一条ずつ繰り上げる。  
第十一条中「係の事務又は」を削り、同条を第十条とする。  
第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都議会議長訓令第三号

東京都議会議長 川井しげお

東京都議会議会局事案決定規程(昭和五十一年東京都議会議長訓令第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都議会議長 川井しげお

- 第二条第六号中「第四条第一項」を「第三条第一項」に、同条第七号中「第五条第一項」を「第四条第一項」に、同条第八号中「第六条第一項」を「第五条第一項」に、同条第九号中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改める。
- 第十二条の表中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改める。
- 別表二の項中「係及び」を削り、同表十四の項中「、異議の申立て」を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都議会議長訓令第四号

東京都議会議長 川井しげお

東京都議会議会局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都議会議長訓令第九号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都議会議長 川井しげお

第二条第二号中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都議会議長訓令第五号

東京都議会議長

東京都議会議会局統括課長及び主任の職の指定等に関する規程(昭和六十一年東京都議会議長訓令第三号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都議会議長 川井 しげお

第二条第二号中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示 (議)

●東京都議会議長告示第四号

東京都議会議会局文書管理規程(平成十一年東京都議会議長告示第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都議会議長 川井 しげお

第二条第七号中「第五条第一項」を「第四条第二項」に改め、同条第八号中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第八号の二中「第七条」を「第六条」に改める。

第六条第一項中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改める。

第十一条の三第一項中「又は当該到達した電子文書を所掌する係」を削る。

別記第五号様式甲中「函」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

